

原発避難者浜通り訴訟 仙台高裁判決の検討

——原賠審中間指針、
ふるさと喪失・変容慰謝料との関連で——

神戸秀彦

<目次>

1. はじめに
2. 集団訴訟の判決の一覧と特徴
 - (1) 17判決における東電・国の責任
 - (2) 17判決の特徴（原告数・賠償認容額など）
3. 浜通り高裁判決の概要及び争点1・2とその検討
 - (1) 事案の概要
 - (2) 争点1（慰謝料の捉え方）とその検討
 - (3) 争点2（慰謝料を増額すべき事情の有無）とその検討
4. 浜通り高裁判決の争点3～6とその検討
 - (1) 争点3（避難を余儀なくされた慰謝料）とその検討
 - (2) 争点4（避難生活の継続による慰謝料）とその検討
 - (3) 争点5（故郷の喪失又は変容による慰謝料）とその検討
 - (4) 争点6（既払い金の控除）とその検討
5. ふるさと喪失・変容慰謝料をめぐる議論
6. おわりに

1. はじめに

2011年3月11日の東日本大震災後の福島第一原発（以下、福島原発）事故の避難者は、今なお、全国的規模で避難を継続している。復興庁・福島

県によれば、2020年4月1日現在、福島県だけで、東日本大震災による避難者の合計は、なお、実に、3万8645人（福島県内への避難者と福島県外への避難者の合計⁽¹⁾）である。ところで、震災関連死（原発事故関連死を含む）に注目すると、福島県では、津波や震災が直接原因の死者数（震災直接死の数）を上回っている。福島県では、2019年12月10日現在の震災直接死は、1614人（行方不明者196人）であるが、震災関連死は、これを優に上回って2286人に達しており（2019年12月27日復興庁発表）、岩手県・宮城県など他県とは異なる特徴を見せている。

こうした中、避難者が原告となって、国かつ東電（または「東電のみ」）を被告として、損害賠償や原状回復を請求する集団訴訟（合計約30件、原告数約1万数千人）（以下、集団訴訟）が展開されている。なお、こうした集団訴訟以外にも、個別訴訟（個人による損害賠償訴訟など）も提訴され、幾つかの判決が出ているが、その内、例えば自死による損害賠償訴訟⁽²⁾については、筆者による別稿を参照されたい。

(1) 福島県（HP「ふくしま復興ステーション」）によると、福島県内への避難者7915人（令和2<2020>年3月31日現在）と、福島県外への避難者30730人（令和2<2020>年3月11日現在）とがあり、その合計が3万8645人である。なお、こうした統計では、2017年3月末のいわゆる「非指示避難者」への住宅の無償提供の打ち切りにより、「非指示避難者」は「避難者」として数字上は計上されなくなった。その結果、避難者数は「見せかけだけ」は減少している（2017年3月から同7月の4か月間だけで約3万人が減少し8万9751人となった）が、実態としては、多くの避難者は避難を継続している、と指摘されている（青木美希『地図から消される街』<講談社現代新書、2018年>270頁）。

(2) 神戸秀彦「原発避難者の自死と損害賠償請求－川俣・浪江・飯館の3事件に寄せて」（法と政治<関西学院大学法政学会>69巻2号、2018年）231頁。

2. 集団訴訟の判決の一覧と特徴

(1) 17判決における東電・国の責任

集団訴訟のうち、現在（2020年5月）までに下された判決は、次の17件である。つまり、

- A) 平成29（2017）年3月17日の群馬訴訟判決（以下、群馬判決⁽³⁾）
- B) 平成29（2017）年9月22日の千葉訴訟判決（以下、千葉＜第1陣＞判決⁽⁴⁾）
- C) 平成29（2017）年10月10日の生業訴訟（以下、生業判決⁽⁵⁾）
- D) 平成30（2018）年2月7日の小高訴訟判決（以下、小高地裁判決⁽⁶⁾）
- E) 平成30（2018）年3月15日の京都訴訟判決（以下、京都判決⁽⁷⁾）
- F) 平成30（2018）年3月16日の首都圏訴訟判決（以下、首都圏判決⁽⁸⁾）
- G) 平成30（2018）年3月22日の浜通り訴訟判決（以下、浜通り地裁判決⁽⁹⁾）。
- H) 平成31（2019）年2月20日の神奈川訴訟判決（以下、神奈川判決⁽¹⁰⁾）
- I) 平成31（2019）年3月14日の千葉訴訟判決（以下、千葉＜第2陣＞判決⁽¹¹⁾）。

(3) 前橋地裁判決平成29・3・17。判例時報2339号3頁および裁判所WEBサイト。

(4) 千葉地裁判決平成29・9・22。裁判所WEBサイト。

(5) 福島地裁判決平成29・10・10。判例時報2356号3頁および裁判所WEBサイト。

(6) 東京地裁判決平成30・2・7。TKC データベース・文献番号25549758。

(7) 京都地裁判決平成30・3・15。原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会HP。

(8) 東京地裁判決平成30・3・16。判例集未登載。

(9) 福島地裁いわき支部判決平成30・3・22。判例集未登載。

(10) 横浜地裁判決平成31・2・20。判例集未登載。

- J) 平成31 (2019) 年 3 月 26 日の愛媛訴訟判決 (以下, 愛媛判決)⁽¹²⁾
- K) 平成31 (2019) 年 3 月 27 日の飯館訴訟判決 (以下, 飯館判決)⁽¹³⁾
- L) 令和 1 (2019) 年 8 月 2 日の愛知・岐阜訴訟判決 (以下, 愛知・岐阜判決)⁽¹⁴⁾
- M) 令和 1 (2019) 年 12 月 17 日の山形訴訟判決 (以下, 山形判決)⁽¹⁵⁾
- N) 令和 2 (2020) 年 2 月 19 日の中通り訴訟判決 (以下, 中通り判決)⁽¹⁶⁾
- O) 令和 2 (2020) 年 3 月 10 日の北海道訴訟判決 (以下, 北海道判決)⁽¹⁷⁾
- P) 令和 2 (2020) 年 3 月 12 日の浜通り訴訟判決 (= G) の控訴審判決 (以下, 浜通り高裁判決)⁽¹⁸⁾
- Q) 令和 2 (2020) 年 3 月 17 日の小高訴訟判決 (= D) の控訴審判決 (以下, 小高高裁判決)⁽¹⁹⁾

がそれである。

ここで, A) の群馬判決から Q) の小高高裁判決の各判決における東京電力 (以下, 東電) の責任の有無 (ii) (東電の故意又は重過失などによる慰謝料増額の有無を含め)⁽²⁰⁾, および国の責任の有無 (iii) の判断の結果

(11) 千葉地裁判決平成31・3・14。TKC データベース・文献番号25563204。

(12) 松山地裁判決平成31・3・26。判例時報2431・2432合併号101頁。TKC データベース文献番号25563094。

(13) 東京地裁判決平成31・3・27。TKC データベース・文献番号25563112。

(14) 名古屋地裁判決令和1・8・2。裁判所 WEB サイト。

(15) 山形地裁判決令和1・12・17。判例集未掲載。

(16) 福島地裁判決令和2・2・19。裁判所 WEB サイト。

(17) 札幌地裁判決令和2・3・10。判例集未掲載。

(18) 仙台高裁判決令和2・3・12。判例集未掲載。

(19) 東京高裁判決令和2・3・17。判例集未掲載。

(20) 東電の故意又は重過失などによる慰謝料の増額を認めた判決は, A) の群馬判決と P) の浜通り高裁判決に 2 つに留まる一方, これを否定した判決は 8 つにのぼる。

と、東電と国の責任に関連して、津波の予見可能性および回避可能性（i - 1）・2))のみを簡単に見ておくと、以下の表1)のようになってい⁽²¹⁾る。見られるように、最近、東電の予見可能性や回避可能性に関する判断しないまま、原子力損害の賠償に関する法律（以下、原賠法）3条1項を根拠とするなど、判断内容が不明な判決が多いものの、17すべての判決が、原賠法3条1項に基づく東電の責任を肯定している。⁽²²⁾そして、17の判決のうち、そもそも国を被告としていないD）・Q)の小高判決（地裁・高裁）、G）・P)の浜通り判決（地裁・高裁）、K)の飯館判決、N)の中通り判決の6つを除いて、7つの判決（A)の群馬判決、C)の生業判決、E)の京都判決、F)の首都圏判決、H)の神奈川判決、J)の愛媛判決、O)の北海道判決は、国家賠償法1条1項による国の責任を認めている。他方で、国の責任を認めなかったのは、B)の千葉判決<第1陣>、I)の千葉判決<第2陣>、L)の愛知・岐阜判決、M)の山形判決の4つに留まる。⁽²³⁾

(21) 国の責任に関しては、国の責任が問題とされた11の判決では、判断枠組みとして、共通に、国家賠償法1条1項における規制権限不行使の合理性の有無が問題とされている。国の予見可能性と回避可能性の有無は、規制権限不行使の合理性の枠組みの中で判断されているが、表1)では、責任の有無に関する結論のみを記しておく。

(22) 東京電力の責任については、群馬判決より前のものとして、大坂恵里「東京電力の法的責任－責任根拠に関する理論的検討」（淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』<2015年>49頁以下）・山崎拓「大津波の予見は可能だった」（淡路剛久ほか編前掲書55頁以下）が、群馬判決以降のものとして、群馬判決に加えて、2判決（千葉判決・生業判決）を含めた検討をする大坂恵里「東電の責任」（淡路剛久監修『福島原発被害回復の法と政策』<2018年>12頁以下）がある。

(23) 国の責任については、群馬判決より前のものとして、下山憲治「原発事故・原子力安全規制と国家賠償責任」（淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』<2015年>）68頁以下が、中野直樹「国の責任をめぐる裁判

(2) 17判決の特徴 (原告数・賠償認容額など)

次に、これら17判決における世帯・原告数 (i)) と避難指示避難者・非避難指示避難者別のそれ (i) - 1)・i) - 2)), ふるさと故郷喪失 (または喪失・変容) 慰謝料 (ii)), 全原告の請求総額・全原告に対する認容額合計 (請求総額に対する認容割合)・全原告の1人当たり認容額単純平均 (それぞれiii - 1)・iii - 2)・iii - 3)) のみに注目して作成したのが以下の表2)⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾(避難の相当性・因果関係, 被侵害利益の種類・性格, 損害

上の争点」(淡路剛久ほか編前掲) 89頁以下がある。群馬判決以降のものとしては、岡田正則「福島原発事故避難賠償請求群馬訴訟第1審判決の検討―国の責任を中心に―」(判例時報2339号<2017年>) 239頁以下(群馬判決)が、下山憲治「福島原発事故訴訟と国の責任―千葉地裁判決と福島地裁判決を対比しつつ―」(環境と公害2018年冬号) 41頁以下(千葉・生業判決), 北村和夫「福島原発事故における国の責任」(法律時報2018年7月号) 57頁以下(京都判決・首都圏判決)がある。このうち、岡田論文は群馬判決を、下山論文は千葉<第1陣>判決・生業判決を、北村論文は京都判決・首都圏判決を論じている。また、下山憲治「原発事故賠償訴訟の動向と論点―国の責任について」(判例時報2375・2376合併号<2018年>) 234頁以下は、群馬判決・千葉判決<第1陣>・生業判決・京都判決・首都圏判決について検討している。次に、下山憲治「原発事故賠償訴訟における国家賠償責任の動向―神奈川・千葉第2陣・愛媛訴訟を中心に」(判例時報2423号<2019年>) 122頁以下は、神奈川判決・千葉<第2陣>判決・愛媛判決について検討している。愛知・岐阜・静岡訴訟の名古屋地裁判決については、清水晶紀「福島原発事故訴訟―愛知・岐阜・静岡訴訟の名古屋地裁判決の評価と課題」(環境と公害2020年冬号) 11頁以下がある。

(24) 淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社, 2018年6月) 326頁以下の表を参照した。

(25) 群馬判決・千葉(第1陣)判決・生業判決の各損害論を中心に検討するものとして、若林三奈「慰謝料算定における課題」(淡路剛久監修前掲『原発事故被害回復の法と政策』) 70頁以下が、群馬判決から浜通り地裁判決までの7判決の各損害論を検討するものとして、吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』―集団訴訟七判決の比較検討」(判例時報2375・2376合併号<2018年>) 252頁以下がある。また、同じく群馬判決

の種類・性格等の論点は記載していない)である。

ここで、避難指示避難者とは、原子力災害対策特別措置法・災害対策基本法に基づき避難指示が出されて避難をした者であり、非避難指示避難者とはそれ以外の者を言う。避難指示による避難と避難指示によらない避難とを区分することには異論があるが、避難指示の有無により差があることは否定できないので、あえて区分をすると、A)からQ)までの両者の合計で6762人、そのうち前者は1487人、後者が5275人である。避難者指示を受けた区域(以下、避難指示区域)は、次のような展開をたどっている。つまり、事故直後に20km圏内の住民に対する避難指示が出て、2011年4月には、福島原発から20km圏内の区域(①警戒区域)、20km区域周辺の②計画的避難準備区域、さらに、20km～30km圏内の③緊急時避難準備区域とされた。その後、③は2011年9月に解除され、2013年8月には、

から浜通り地裁判決までの7判決のそれぞれの検討と共に、原発訴訟における平穏生活権概念を検討するものとして、大塚直「平穏生活権概念の展開」(環境法研究<信山社>2018年7月号)1頁以下がある。上記7判決以降の判決の損害論については、若林三奈「かながわ・千葉・愛媛3判決の損害論」(判例時報2423号<2019年>)117頁以下が、神奈川判決・千葉(第2陣)判決・愛媛判決の各損害論について検討を行う。

また、経済学者の立場から、原発訴訟における「ふるさと喪失」損害について検討するものに、除本理史「福島原発事故による「ふるさとの喪失」をどう償うべきか—司法に問われる役割」(判例時報2375・2376合併号<2018年>)241頁以下・同「原発事故被害者集団訴訟7判決と『ふるさとの喪失』被害」<経営研究[大阪市立大学]69巻3・4号>、2019年)17頁以下が、また、大森正之「福島原発事故に起因する『ふるさと剥奪損害』—その独自性・内実・試算—」(環境と公害2019年冬号)58頁以下がある。さらには、社会学者等が、原発訴訟における「ふるさと喪失」損害について検討するものに、関礼子「土地に根ざして生きる権利—津島原発訴訟と『ふるさと喪失/剥奪』被害」(環境と公害2019年冬号)45頁以下がある。

①と②が再編され、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の3区域とされた。結局、避難指示区域とは、解除前の緊急時避難準備区域とそれ以外の区域（再編後は上記3区域）を言い、福島県の12市町村（田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村）に及ぶ。なお、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の3区域のうち、居住制限区域・避難指示解除準備区域については、2019年4月までにはすべて解除され、また、帰還困難区域についても、2020年3月には一部地域（「特定復興再生拠点区域」）では解除（その他の区域では未解除）された。

次に、全原告の請求総額（iii-1）・全原告に対する認容額合計（請求総額に対する認容割合）（iii-2）・全原告の1人当たり認容額単純平均（iii-3）についてである。もともと、東電による損害賠償のルートには、訴訟以外には、東電による直接賠償の支払いと裁判外紛争解決手続（ADR）である原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）の仲介による和解に基づく支払いがある。これらの訴訟以外のルートにより、被告東電から訴訟の原告に対して直接損害賠償が支払われた場合は、訴訟で認容された賠償額は、既払いの額を控除して、未払いの額を上積みするものである。⁽²⁶⁾15の判決（高裁判決がある場合、地裁判決を除いて高裁判決<2つ>の額のみカウント）合計の最終認容額（既払い額の控除後の額）であるiii-2）は、原告6762人について合計約27億8140万円であり、iii-3）は、原告1人あたり約41.1万円となる。また、原告1人あたりの認容額単

(26) 東京電力ホールディングス（TEPCO）「賠償金のお支払い状況」（2020年4月10日）によれば、判決等により賠償金額が確定した訴訟以外の賠償金は、2020年4月10日現在、個人や法人等に払われた賠償金の総額をみると、福島原発事故以来延べ約272万7千件（各人ごとではなく件数）について、約9兆4958億円である。

純平均が、避難指示避難者だけの訴訟で最も多かったのは、D)の小高地裁判決の約345万円（その後Q)の高裁判決で減額）であり、避難指示避難者・非避難指示避難者を両方含む訴訟では、B)の千葉判決<第1陣>の約890万円であった。他方で、認容額単純平均が、非避難指示避難者だけの訴訟で最も少なかったのは、N)の中通り判決の約24万円であり、避難指示避難者・非避難指示避難者を両方含む訴訟では、M)の山形判決の約9万円であった。

そして、ふるさと故郷喪失（または喪失・変容）慰謝料（ii）（それと別名称だが同趣旨の慰謝料の場合を含む）については、B)の千葉判決<第1陣>、C)の生業判決、G)の浜通り地裁判決<第1陣>、H)の神奈川判決、P)の浜通り高裁判決<第1陣>、Q)の小高高裁判決が認めた。ただし、これらが他の慰謝料と独立のものとして区別されて認容されたかについては不明なものが多い。

表1)

	i-1) 津波の 予見可能性（予 見義務）	i-2) 津波の 回避可能性（回 避義務）	ii) 東電の責任 （東電の故意又 は重過失などによる慰謝料増額）	iii) 国の責任 （規制権限の不行使）
A) 群馬判決	○（東電・国）	○（東電・国）	○（原賠法3条1項）（○慰謝料増額）	○（国賠法1条1項）
B) 千葉判決 <第1陣>	△（東電）・○（国）	△（東電）・×（国）	○（原賠法3条1項）（×慰謝料増額）	×（国賠法1条1項）
C) 生業判決 <第1陣>	○（東電・国）	○（東電・国）	○（原賠法3条1項）（×慰謝料増額）	○（国賠法1条1項）
D) 小高地裁判決	△（東電）	△（東電）	○（原賠法3条1項）	—
E) 京都判決	○（東電・国）	○（東電・国）	○（原賠法3条1項）（×慰謝料増額）	○（国賠法1条1項）

原発避難者浜通り訴訟仙台高裁判決の検討

F) 首都圏判決	○ (東電・国)	○ (東電・国)	○ (原賠法3条1項) (×慰謝料増額)	○ (国賠法1条1項)
G) 浜通り地裁判決 <第1陣>	△ (東電)	△ (東電)	○ (原賠法3条1項) (×慰謝料増額)	—
H) 神奈川判決	△ (東電)・○ (国)	△ (東電)・○ (国)	○ (原賠法3条1項)	○ (国賠法1条1項)
I) 千葉判決 <第2陣>	△ (東電)・○ (国)	△ (東電)・× (国)	○ (原賠法3条1項)	×
J) 愛媛判決	△ (東電)・○ (国)	△ (東電)・○ (国)	○ (原賠法3条1項) (×慰謝料増額)	○ (国賠法1条1項)
K) 飯館判決	△ (東電)	△ (東電)	○ (原賠法3条1項)	—
L) 愛知・岐阜判決	○ (東電)・○ (国)	△ (東電)・× (国)	○ (原賠法3条1項) (×慰謝料増額)	×
M) 山形判決	△ (東電)・○ (国)	△ (東電)・× (国)	○ (原賠法3条1項) (×慰謝料増額)	×
N) 中通り判決	△ (東電)	△ (東電)	○ (原賠法3条1項)	—
O) 北海道判決	△ (東電)・○ (国)	△ (東電)・○ (国)	○ (原賠法3条1項)	○ (国賠法1条1項)
P) 浜通り高裁判決 <第1陣> (=G) の控訴審判決	△ (東電)	△ (東電)	○ (原賠法3条1項) (○慰謝料増額)	—
Q) 小高高裁判決 (=D) の控訴審判決	△ (東電)	△ (東電)	○ (原賠法3条1項)	—

※ 以上の○は肯定, ×は否定, △は不明又は言及せず, —は国を被告とせず, を指す。

表 2)

	i) 世帯数・原告数合計 (i-1)+ i-2)) (※)	i-1) 避難指示避難者の世帯数・原告	i-2) 非避難指示避難者の世帯数・原告	ii) ふるさと故郷喪失 (または喪失・変容) 慰謝料 (※※)	iii-1) 全原告の請求総額
					iii-2) 全原告に対する認容額合計(請求総額に対する認容割合) (※※※)
A) 群馬判決	45世帯 137人	25世帯 76人	29世帯 61人	△	約15億0700万円
					62人に約3855万円 (約2.6%)
					約62万円
B) 千葉判決 <第1陣>	24世帯 66人	15世帯 38人	9世帯 28人	○(「ふるさと喪失慰謝料」)	約28億0000万円
					42人に約3億7600万円 (約13.4%)
					約895万円
C) 生業判決 <第1陣> (※※※※)	3824人	19世帯 40人	3784人	△(「ふるさと喪失損害＝中間指針第4次追補の帰還困難慰謝料」)	約160億0000円
					2907人に約4億9700万円 (約3.1%)
					約17万円
D) 小高地裁判決	321人 (提訴時 335人)	321人 (提訴時 335人)	なし	○(「包括生活基盤侵害の慰謝料」)	約110億0000円
					318人に約10億9560万円 (約10.0%)
					約345万円
E) 京都判決	57世帯 174人	2世帯 2人	55世帯 172人	×	約8億4660万円
					110人に約1億1000万円 (約13.0%)
					約100万円
F) 首都圏判決 <第1陣・ 第2陣>	17世帯 48人	なし	17世帯 48人	△	約6億3468万円
					42人に約5900万円 (約9.3%)
					約140万円
G) 浜通り地裁判決 <第1陣>	82世帯 216人	82世帯 216人	なし	○(「ふるさと喪失・変容慰謝料」を含む「慰謝料」)	約133億0000円
					213人に約6億1240万円 (約4.6%)
					約288万円

原発避難者浜通り訴訟仙台高裁判決の検討

H) 神奈川判決	61世帯 174人	45世帯 124人	16世帯 50人	○(「ふるさと喪失慰謝料」)	約54億0300万円
					152人に約4億1960万円 (約7.8%)
					約276万円
I) 千葉判決 <第2陣>	6世帯 19人	なし	6世帯 19人	×	約2億4700万円
					9人に約509万円 (約2.1%)
					約57万円
J) 愛媛判決	10世帯 25人	1世帯 4人	9世帯 21人	○(「包括的生活基盤侵害の慰謝料」)	1億3750万円
					23人に約2740万円 (約19.9%)
					約119万円
K) 飯館判決	14世帯 42人	14世帯 42人	なし	○(「人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失の慰謝料」)	約16億8000万円
					13人に約2100万円 (約1.3%)
					約162万円
L) 愛知・岐阜判決	43世帯 135人	14世帯 33人	29世帯 102人	×	約14億4000万円
					109人に約9600万円 (約6.7%)
					約88万円
M) 山形判決	202世帯 742人	15世帯 49人	187世帯 693人	×	約80億7400万円
					5人に約44万円 (約0.0%)
					約9万円
N) 中通り判決	52人	なし	52人	△	約9993万円
					50人に約1200万円 (約12.0%)
					約24万円
O) 北海道判決	81世帯 266人	9世帯 21人	72世帯 245人	△	約41億7000万円
					89人に約5293万円 (約12.7%)
					約59万円
P) 浜通り高裁判決 <第1陣> (=G)の控訴審判決)	82世帯 216人	82世帯 216人	なし	○(「故郷の喪失又は変容慰謝料」)	約133億0000円
					213人に約7億3000万円 (約5.5%)
					約343万円

Q) 小高 高裁判決 (= D) の控訴 審判決)	305人	305人	なし	○(「生活基 盤受容慰謝 料」)	約110億0000円	
						318人に約3億6000万円 (約3.3%)
						約113万円

※ 以上の各判決・訴訟の原告の世帯数・人数は、C) の生業判決<第1陣>・D) の小高地裁判決・F) の首都圏判決・K) の飯館村判決・N) の中通り判決・Q) の小高高裁判決を除いて、淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』<日本評論社、2018年6月>の巻末326頁以下掲載の「福島原発事故に関する集団訴訟各地の提訴状況のまとめ」(米倉勉氏作成、2018年4月28日現在)による。

※※ 表中の○は明確に又は実質的に肯定、×は明確に否定、△は不明又は言及せず、「ふるさと故郷喪失(または喪失・変容)」慰謝料欄の()内「 」は判決による慰謝料の名称である。

※※※ 請求が認容された原告数と認容額の合計は、判決文(又は判決要旨)により判明する場合はそれによる。筆者がそれらによることができず正確な額が判明しない場合は、各新聞社等の報道記事により報じられた概略の額による。なお、請求総額の割合は、高裁判決においては、地裁提訴時の請求額に対する高裁総認容額の割合で示した。

※※※※ 原告の内、滞在者と避難者の割合は7:3で、避難者の約9割は福島県内に居住していた者である。

ところで、本稿では、以上のような状況を念頭に置きながら、高裁レベルで出された集団訴訟の判決としては初めての令和2(2020)年3月12日の原発避難者浜通り訴訟(浜通り訴訟)の高裁判決<第1陣>(P)の判決(以下、浜通り高裁判決)を取り上げて、判決内容を紹介し、その

(27) 同判決を詳細に検討するものとして、大坂恵里「避難者訴訟仙台高裁判決、小高に生きる訴訟東京高裁判決の検討」(日本環境会議・福島原発事故賠償問題研究会<東洋大学>2020年4月5日レジュメ)、米倉勉「仙台高裁判決(3/12)の概要と評価」(前掲研究会<東洋大学>2020年4月5日レジュメ)、吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向(1)－仙台・東京高裁判決の検討を中心に－」(立命館法学389号<2020年>)205頁以下、大坂恵理「避難者訴訟仙台高裁判決及び小高に生きる訴訟東京高裁判決の検討－区域内避難者の損害論」(環境と公害2020年夏号)46頁以下がある。また、原審判決については、米倉勉「いわき支部『避難者訴訟』判決の評価と課題－『指針』の否定と帰還政策への追従」(環境と公害2018年夏号)22頁以下がある。本稿はこれらに大幅に依拠している。

内容について検討して、全国の他の判決とも比較しつつ、今後の動向を探ることとしたい。浜通り高裁判決の原告は、全員、「避難指示区域」からの避難者（＝避難指示避難者）であり、また、原告全員が避難指示避難者

(28) それぞれの判決ごとに総括的な検討を行うものとして、吉村良一「福島原発事故賠償集団訴訟群馬判決の検討」（環境と公害2017年春号）61頁以下（群馬判決）、同「福島第一原発事故について国の責任を認めた群馬訴訟判決」（法学教室2017年6月号）52頁以下（群馬判決）、淡路剛久「福島原発事故損害賠償『群馬訴訟判決』について」（論究ジュリスト22号<2017年>）101頁以下（群馬判決）、関夕三郎「原発事故避難者訴訟 群馬訴訟について」（判例時報2339号<2017年>）233頁以下（群馬判決）、吉田邦彦「福島原発事故の避難者による東京電力・国に対する損害賠償請求－東京電力福島第一原発群馬訴訟」（私法判例リマークス（2018<下>））51頁以下（群馬判決）、窪田充見「福島原発群馬訴訟－原発避難者の損害（前橋地判平成29・3・17）」（環境法判例百選 [第3版] <2018年>）208頁以下（群馬判決）、藤岡拓郎「千葉地裁判決について」（淡路剛久監修『福島原発被害回復の法と政策』<2018年>）164頁以下（千葉<第1陣>判決）、福武公子「国の責任を否定し、『ふるさと喪失慰謝料』を認めた千葉判決の特徴」（判例時報2375・2376合併号<2018年>）247頁以下（千葉<第1陣>判決）、中野直樹「「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 福島地裁判決」（淡路剛久監修前掲書174頁）以下（生業判決）、田辺保雄「京都地裁判決の評価と課題－京都地裁平成30年3月15日判決－」（環境と公害2018年夏号）10頁以下（京都判決）、神戸秀彦「福島原発事故避難者訴訟京都地裁判決の検討－避難の相当性・権利侵害・損害を中心として」（災害復興研究<関西学院大学災害復興研究所>Vol. 10, 2018年）81頁以下（京都判決）、中川素充「福島原発被害東京訴訟の東京地裁判決の評価と課題－4たび国の加害責任を認め、損害論も前進するが、まだ道のり半ば」（環境と公害2018年夏号）16頁以下（首都圏判決）がある。さらに、千葉<第1陣>判決・生業判決の2判決の損害論については、吉村良一「原発事故賠償訴訟の動向と両判決の検討－損害論を中心に」（環境と公害2018年冬号）29頁以下が、群馬判決・千葉<第1陣>判決・生業判決・小高地裁判決の4つの判決の総括的検討については、渡邊知行「集団訴訟の全体像」（淡路剛久監修前掲書）155頁以下が、小高地裁判決・京都判決・首都圏判決・浜通り地裁判決<第1陣>の4つの判決の総

である集団訴訟（浜通り・小高・飯館の各訴訟）の内，原告数は最大である。以下では，3. で，浜通り高裁判決の概要と争点1・2をそれぞれ紹介してその検討を行い，4. で，浜通り高裁判決の争点3～6をそれぞれ紹介してその検討を行い，5. で，故郷喪失・変容慰謝料をめぐる議論をフォローし，6. で結語を述べることにしたい。

3. 浜通り高裁判決の概要及び争点1・2とその検討

（1）事案の概要

1）福島原発事故による避難と賠償金の支払い

まず，浜通り高裁判決によれば，本件の事案の概要の大意は，以下の通りである。つまり，平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により，被告東電（以下，単に被告）の福島原発1・3・4号機において水素爆発が発生し，大量の放射性物質が大気中に放出され，拡散した。本件事故当時福島県浜通り（南相馬市ほか8市町村＜南相馬市・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町・川内村）に居住していた原告（本人208名＜死者7名含む＞とその相続人）⁽²⁹⁾（以下，単に原告）は，本件事故後，原子力災害対策特別措置法に基づく

括的検討については，吉村良一「小高訴訟・京都訴訟・首都圏訴訟・浜通り避難者訴訟判決の概要」（淡路剛久監修前掲書）311頁以下がある。群馬判決・千葉＜第1陣＞判決・生業判決・小高地裁判決・京都判決・首都圏判決・浜通り地裁判決＜第1陣＞の7つの判決の損害論については，吉村良一「福島原発事故賠償における『損害論』－集団訴訟を中心に」（法律時報2018年8月号）64頁以下が，また，7つの判決のふるさと喪失被害については，除本理史「原発事故被害者集団訴訟7判決と『ふるさとの喪失』被害」（経営研究＜大阪市立大学＞69巻3・4号＜2018年＞17頁以下がある。

(29) 2012年12月に第1陣として提訴した同原告らは，82世帯216人であったが，地裁提訴後7名が死亡して，その相続人が訴訟を承継した。また，原告らが避難時に居住していた地域は，いわゆる「浜通り」（福島県の東

避難指示により、それぞれ、ア) 帰還困難区域（以下、ア) 区域）、イ) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域であった区域（以下、イ) 区域）、ウ) 緊急時避難準備区域であった区域（以下、ウ) 区域）から避難した。もっとも、これらの区域は、浪江町・双葉町・大熊町にある帰還困難区域を除き、平成29（2017）年4月1日までには解除され、原告11名が楢葉町、同12名が広野町、同1名が川内村に戻った。

他方で、被告は、その過失に関係なく、原賠法3条1項に基づく損害賠償責任があり、また、原賠法18条2項2号に基づき策定された中間指針（第4次追補まで）に基づき、避難慰謝料・財物損害などの賠償金を支払い、被告の主張する賠償額の賠償義務は認めている。被告は、避難慰謝料については、ア) 区域では、1450万円（月額10万円×平成23<2011>年3月から平成29<2017>年5月までの75か月分の750万円+避難長期化慰謝料の700万円）、イ) 区域では、850万円（月額10万円×平成23<2011>年3月から平成30<2018>年3月までの85か月の850万円）、ウ) 区域では、180万円（月額10万円×平成23<2011>年3月から平成24<2012>年8月までの18か月分）を支払っている。また、被告は、これ以外に、避難所等における避難生活による慰謝料の増額（月額2万円）・要介護者等への増額・自主的避難に係る損害その他の支払いもしている。

2) 原告の請求と原審判決と原告・被告の控訴

ところで、原告は、平成24（2012）年12月に、被告に対して、主的に民法709条、予備的に原賠法3条1項により、次のような損害、つまり①避難生活に伴う精神的損害（慰謝料）、②故郷喪失による精神的損害（慰謝料）、③財物損害を被ったとして、その賠償請求をした。①については、一律3800万円（月額50万円×2011年3月から帰還の有無にかかわらず2017

部<太平洋側の地域>)に属するが、居住していた市町村は、本文のようにそれぞれ異なる。

年6月まで76か月分)、②については、一律2000万円であり、③については、原告各自で異なる。

平成30(2018)年3月22日、原审の福島地裁いわき支部判決(以下、浜通り地裁判決)は、原賠法3条1項に基づき、原告の予備的請求の一部を認容した。具体的には、故郷喪失・変容慰謝料や避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価する、として、1人あたり、ア)区域では1600万円、イ)区域では1000万円、ウ)区域では250万円の慰謝料を認めた。その上で、被告が原告に支払った既払いの賠償金(ア)区域では1450万円、イ)区域では850万円、ウ)区域では180万円)がある場合は、同慰謝料額から同賠償金を控除し、その結果、ア)区域では150万円(弁護士費用を加えて165万円)、イ)区域では150万円(弁護士費用を加えて165万円)、ウ)区域では70万円(弁護士費用を加えて77万円)を認めた。他方で、財物損害については、被告主張の賠償額を超える額の損害はないとして、被告主張の賠償額のみを認めた。

これに対して、原告は、慰謝料①については、一律420万円、慰謝料②については、一律500万円、①・②の合計で920万円(弁護士費用92万円を加えて1012万円)の追加の支払いを求めて、仙台高裁に控訴した。結局、原告が、慰謝料①・②について同高裁で追加支払いを求める額は、浜通り地裁判決の認めた額を除くと、弁護士費用を加えた場合、ア)区域で847万円、イ)区域で847万円、ウ)区域で935万円であった。他方で、被告は、浜通り地裁判決が被告主張の損害額を超えて認容した部分を不服として控訴した。

3) 浜通り高裁判決の結論

浜通り高裁判決は、以上の浜通り地裁判決の認容額を踏まえて、慰謝料については、ア)区域からの避難者には、地裁判決の通りに1600万円、イ)区域であった区域からの避難者には、地裁判決に100万円加算して1100万

円（弁護士費用を加えて1110万円）、ウ）区域であった区域からの避難者には、地裁判決に50万円加算して300万円（弁護士費用を加えて305万円）を認容した（以上146名の原告＜死亡原告の相続人を含む＞の追加認容額の合計は1億4905万円⁽³⁰⁾）。そして、地裁と同額の既払いの賠償金を控除し、ア）区域では浜通り地裁判決と同額の150万円（弁護士費用を加えて165万円）、イ）区域では浜通り地裁判決に100万円を加算した250万円（弁護士費用を加えて275万円）、また、ウ）区域では浜通り地裁判決に50万円を加算した120万円（弁護士費用を加えて132万円）を認めた。また、財物損害については、浜通り地裁同様、被告主張の賠償額を超える額の損害はないとして、被告主張の賠償額のみを認めた。

（2）争点1（慰謝料の捉え方）とその検討

1）慰謝料に関する6つの争点

以上の浜通り高裁判決の結論は、どのような根拠より導かれたのであろうか。結局、主要な争点は慰謝料に関連するものであり、これを争点1から争点6として区分して整理し、それぞれの争点について検討を加えてみよう。争点1は、「慰謝料の捉え方」、争点2は、「慰謝料を増額すべき事情の有無」、争点3は、「避難を余儀なくされた慰謝料」、争点4は、「避難生活の継続による慰謝料」、争点5は、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」、争点6は、「既払い金の控除」にそれぞれ関するものである。

2）争点1（慰謝料の捉え方）

浜通り高裁判決は、原告が請求する「故郷喪失・変容慰謝料」と「避難慰謝料」は、いずれも原告の言う「包括的平穏生活権侵害」によるものだとした上、これら慰謝料の算定に際しては、i)「被告の賠償基準（「原賠

(30) なお、既払い金の少ない原告1名についての損害額の算定の誤りから、その原告に90万円が追加され、正確には、合計は1億4995万円である。

審中間指針」一筆者)により評価できる損害」と、ii)同基準により「評価し尽くせない損害」を区分すべきだ、とする。そして、i)は、「避難生活の継続による慰謝料」であり、これは、原陪審中間指針により評価でき、既に、同指針に従い、i)の内の相当部分または全額について、被告による支払がなされている。しかし、ii)は、「避難を余儀なくされた慰謝料」と「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を含み、i)だけでは評価し尽くせないものであり、ii)についての上記の慰謝料以外になお未払い分がある、と言う。

3) 争点1に関する検討⁽³¹⁾

浜通り高裁判決は、以下の2点において評価されよう。第1に、浜通り地裁判決は、原告が侵害された利益(法益)が何かを一切明示せず、またその検討すらせずに、損害の検討に入った。しかし、浜通り高裁判決は、被侵害利益(法益)は、原告の主張する「包括的平穏生活権」である、とし、それが侵害されたとする。そして、具体的には、その侵害は、①有形・無形の「地域の生活利益」⁽³²⁾の侵害であり、②「深刻な放射線被害の危険」への直面であり、③「避難先での著しい生活阻害」である、とした上で、

(31) 以下の浜通り地裁判決と小高地裁判決の検討においては、吉村良一前掲「小高訴訟・京都訴訟・首都圏訴訟・浜通り避難者訴訟判決の概要」を参照している。

(32) 浜通り高裁判決が、原告の主張を引用する形で認めた地域生活利益の侵害等とは、a) 地域生活の破壊、b) 職業生活の喪失、c) 家庭・自宅での生活破壊、d) 故郷の自然との関わりでの享受の剥奪、e) 精神的「よりどころ」としての故郷の生活の剥奪、f) 地域社会の互助的な自給自足(生活費代替機能)の侵害、g) 地域社会の経済的・精神的な相互の助け合い(相互扶助・共助・福祉機能)の侵害、h) 行政区ごとの生活機能の維持(行政代替・補完機能)の侵害、i) 集会・祭りを通じての地域社会の精神的交流(人格発達機能)の侵害、j) 農地・里山の維持・管理(環境保全・維持機能)、の10個である(同判決原文38頁)。

それぞれの侵害を原因とする慰謝料を中心とした損害の検討に入っている。

第2に、浜通り地裁判決は、原告が主張する「故郷喪失・変容慰謝料」と「避難慰謝料」の「全ての要素を包括的・総合的に評価する」として、本来内容の異なるこれら要素を不明確化して、両者を併せて慰謝料を認定している。しかも、判決が認容する慰謝料の内容・範囲と原陪審中間指針による慰謝料のそれとの関係について何ら検討せず、両者の関係は不明なまま、前者は既払いであるとして後者から前者を控除した。それと異なり、浜通り高裁判決は、判決が認容する慰謝料（損害）と原陪審中間指針（以下、単に中間指針）との関係を問題とし、判決が認容する慰謝料（損害）を、i) 原陪審中間指針により評価できる損害とii) 評価し尽くせない損害とに内容的に区分した。そして、i) を「避難継続慰謝料」、ii) をii-1) 「避難を余儀なくされた慰謝料」（いわば「危険直面慰謝料」）+ ii-2) 「故郷喪失・変容慰謝料」として、3つに区分して、それぞれが異なることを明確にしたことである。つまり、ii-1) とii-2) は、中間指針では、評価し尽くされていない損害である、と整理されたのである。しかし、浜通り高裁判決は、なお、多くの問題点を含むと思われる。以下では、これらの問題点は、「4. 浜通り高裁判決の争点3～6とその検討」において、それぞれ扱うこととして、その前にとりあえず、争点2の紹介と検討から始めたい。

（3）争点2（慰謝料を増額すべき事情の有無）とその検討

1) 争点2（慰謝料を増額すべき事情の有無）

浜通り高裁判決は、慰謝料を増額すべき事情があるか、について検討し、被告にはそのような事情があった、と言う。具体的には、平成20（2008）年頃には、被告は、東電設計株式会社の「平成20年津波試算」により、福島県沖日本海溝沿いでM8クラスのプレート間地震が起きた場合、福島200(970) 法と政治 71巻2号（2020年9月）

第一原発敷地南側（O.P.+10m）で、最高 O.P.+15.7m の津波が来る可能性があることを認識していた（＝予見可能であった）。しかし、被告は、同試算が確立した知見に基づくものではないとして、具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた（＝結果回避可能であった）中で、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災による地震・津波が発生した。つまり、「このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極み」であり、「慰謝料算定に当たっての重要な考慮事情とされるべき」である、と。

2) 争点2に関する検討

浜通り高裁判決は、次の点において評価されよう。つまり、上記試算を根拠とする上記の高さの津波について、被告の予見可能性があったとした上で、その後の被告の対応の不十分さを含めて、「誠に痛恨の極み」として、慰謝料増額の事由になるとした点である。これに対して、浜通り地裁判決は、上記「平成20年津波試算」により想定される津波（最高 O.P.+15.7m の津波）の可能性について、そもそも、「現実的可能性がない」、との被告の認識に「著しく合理性」がないとは言えないから、慰謝料の増額事由とはならないとしていた。さらに言えば、浜通り地裁判決と異なり、被告東電の予見義務違反および結果回避義務違反を認めた判決でも、これらは通常の過失であり、慰謝料増額事由となる重過失ではない、とする判決も多い（例：E）の京都判決やC）の生業判決など）から、浜通り高裁判決はそれとも異なる。もっとも、浜通り高裁判決には、このような「慰謝料増額の事由」は、ii-1）の「避難を余儀なくされた慰謝料」には当てはまるとされているが、他の i）「避難継続慰謝料」や ii-2）の「故郷喪失・変容慰謝料」についてどうかの言及はない。

ただし、浜通り高裁判決は、浜通り地裁判決その他多くの判決と同様に、

(33) 同判決原文43頁。

次の問題点を含む。つまり、民法709条（原告の主位的請求）ではなく、無過失責任である原賠法3条1項（原告の予備的請求）が適用される、として、被告に予見可能性・結果回避可能性があっても、民法709条の要件（故意・過失の有無）とは関係ないとし、あくまで感謝料増額の事由の有無の判断要素とする点である。この点は、表1）において原告が709条に基づく請求をした訴訟の判決すべてで同様である。つまり、その理由として挙げられているのは、概ね、i）原賠法3条は民法709条の特別法である、また、ii）共同不法行為の場合原賠法では過失ある第三者への求償ができないのに民法では可能となり不合理である、さらに、iii）原賠法3条（無過失責任）・同法16条（国の措置）と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下、機構法）41条（資金援助の申込み）とが連動している、等の点である。

しかし、これに対しては、改めて、次の指摘ができるであろう。まず、上記i）については、特別法（原賠法）が一般法（民法）を破るのは、後者が前者の目的に抵触する場合であり、そうでない場合は民法の適用は排除されない（例：製造物責任法や独占禁止法）し、原賠法でも同様のはず⁽³⁴⁾である。次に、上記ii）については、第三者（例：原子炉メーカー等の原子力関連事業者）が原発被害者との関係で、責任を何ら負わないのは適切ではなく、仮に第三者への求償権の制限の必要があるなら、原賠法4条（責任の集中）の趣旨によれば良い⁽³⁵⁾。さらに、上記iii）については、原賠法3条・16条と機構法41条は、無過失責任を負う原子力事業者に対する国の措置（資金援助）を定めたに過ぎず、原子力事業者が過失責任を負う

(34) 大坂恵里「東京電力の法的責任 - 1 責任根拠に関する理論的検討」
（淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』<2015年>49頁以下）。

(35) 吉村良一「福島原発事故賠償集団訴訟群馬判決の検討」（環境と公害
2017年春号）61頁。

場合に、当該事業者の国民に対する責任を排除する趣旨ではない、と。

4. 浜通り高裁判決の争点3～6とその検討

論

(1) 争点3 (避難を余儀なくされた慰謝料) とその検討

1) 争点3 (避難を余儀なくされた慰謝料)

説

以上の争点1・2は、総論に関する部分であるが、以下では、争点3～5の各論に関する部分について、順次、見ていくこととする。先にも述べたように、浜通り高裁判決は、原告が言う「包括的平穏生活権侵害」による慰謝料は、「避難後の避難生活の継続による」精神的苦痛を対象とする(「避難継続慰謝料」、以下、単に「避難継続慰謝料」)が、それと「避難を余儀なくされたこと自体」から生じる精神的苦痛は区別され、これを対象とする慰謝料を「避難を余儀なくされた慰謝料」(「危険直面慰謝料」、以下、単に「危険直面慰謝料」)と言う。危険直面慰謝料は、事故時の原告の「放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度」や「将来の避難生活に対する不安」の程度から、類型的に決まる。ア)・イ)区域では、特に前者が極めて大きいので1人150万円、ウ)区域では、前者はやや小さいから、1人70万円とする、と。他方で、危険直面慰謝料のうち、原告の個別事情により被告から支払われた額は相当であり、その増額の必要はない、とする。

2) 争点3に関する検討

浜通り高裁判決が、従来の「避難慰謝料」から、新たに「危険直面慰謝料」を取り出して「避難継続慰謝料」と区別した点は、原審の浜通り地裁判決を含めて従来の判例にはない試みと思われる。その意味するところは、原告らは、被告の「突然の水素爆発により…深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した」結果、あわただしく「事故直後から避難指示」(または避難要請)を受けて、あるいは「屋内退避を指示され」て、避難等を余儀

なくされたという点にある。つまり、原告は事故直後に被ばくの危険に直面して精神的苦痛を被っており、原告はその後に避難生活を継続して精神的苦痛を被っているが、それとは性質が異なる、ということであろう。こうした損害（精神的苦痛）が生じる局面の精密化により2つの局面に区分する考え方は、高く評価されるべきである。というのは、中間指針で言う慰謝料とは、結局、1人月額10万円であり、これは「避難慰謝料」であるが、そのカバーする範囲が狭いと批判されていた（この点は「争点4に関する検討」で後述する）からである。しかし、他方で、同指針の「1人月額10万円×85か月」＝「避難慰謝料」の枠組みは、浜通り高裁判決では、「危険直面慰謝料」から切り離された「避難継続慰謝料」の中で、依然として維持されている（この点も「争点4に関する検討」で後述する）。

（2）争点4（避難生活の継続による慰謝料）とその検討

1）争点4（避難生活の継続による慰謝料）

浜通り高裁判決は、避難後の避難先での日々の精神的苦痛は、「避難生活の継続による慰謝料」であるが、相当の避難期間に応じて算定される、と言う。そして、まず、相当の避難期間中の慰謝料の単位である月額であるが、避難指示の程度で差はなく、すべての区域で、原陪審が定めた1人あたり月額10万円が相当である、とする。

次に、相当な避難期間として、ア)・イ) 区域については、イ) 区域の浪江町・富岡町における解除が平成29(2017)年3月31日及び4月1日だったので、避難の継続か帰還かの判断をするための相当な期間に加え、平成30(2018)年3月までの85か月をその期間とする。85か月とする理由は、この期間を超えて避難生活を続けても、「避難生活の継続による慰謝料」とは評価できず、超えた場合は「故郷の喪失又は変容による慰謝料」

として考慮すべきだからである。まず、ア) 区域については、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したため、イ) 区域と区別して85か月としない合理的理由はない。次に、イ) 区域の内、檜葉町・南相馬市小高区については解除が平成27(2015)年9月又は平成28(2016)年7月と早かったこと、かつ、既に帰還済みの檜葉町における原告11名も、避難生活の実情や避難後の地域復興の状況に照らせば、同様に85か月とするのが相当である。さらには、85か月が経過する以前に死亡した者も、その無念さを考えれば、85か月とするのが相当である。他方で、ウ) 区域については、平成23(2011)年9月30日に解除されたので、避難の継続か帰還かの判断をするための相当な期間1年間を加え、平成24(2012)年(以下、すべて西暦)8月までの18か月を相当の期間とする。その理由は、ウ) 区域についても、この期間を超えて避難生活を続けても、「避難生活の継続による慰謝料」とは評価できず、超えた場合は「ふるさとの喪失又は変容による慰謝料」として考慮すべきだからである。以上から、具体的には、ア) 区域では、避難継続慰謝料として85か月×10万円=850万円を、イ) 区域では、85か月×10万円=850万円を、ウ) 区域では、18か月×10万円=180万円を認定できる、と言うのである。

ところが、他方で、既に被告から原告に支払われている慰謝料があり、その額や内容は次のようなものである、とする。つまり、ア) 区域では、「避難継続慰謝料」として、75か月×10万円(=750万円)が既払いとなっているし、さらには、「避難継続慰謝料」に加えて、「避難長期化慰謝料」700万円も既払いとなっている(=両者合計で1450万円)。また、イ) 区域

(36) 700万円の「避難長期化慰謝料」とは、その額からして、中間指針第4次追補で加算された700万円を指すと思われるが、原賠審では、「避難長期化慰謝料」という言葉は使用されていない。同第4次追補では、これは、「長期にわたって帰還不能」となることによる精神的損害の賠償とされて

では、上記と同額である85か月×10万円（＝850万円）が「避難継続慰謝料」として、ウ）区域では、上記と同額である18か月×10万円（＝180万円）が「避難継続慰謝料」、それぞれ既払いとなっている、と。なお、原告の個別事情に応じた、避難所等における避難生活による慰謝料の増額（月額2万円）・要介護者等への増額分であるが、増額が相当であり、かつ額も相当であるから、被告が既にこれらを支払い済みである以上、これ以上増額する必要はない、とされた。

2) 争点4に関する検討1

しかし、浜通り高裁判決は、次のような多くの問題点を含む。第1に、「避難継続慰謝料」は、「危険直面慰謝料」とは区分されるものの、あくまで原賠審中間指針により評価できる損害である、とする点である。しかし、「避難継続慰謝料」は、同指針により「評価できる」というが、肝心の同指針の内容的な吟味はされず、「評価し尽くされているか」どうか、の検討はされていない（以下、2-1）。第2に、浜通り高裁判決は、吟味しないことの結果であるが、同指針において「正常な日常生活の維持・継続」の「長期間」にわたる「著しい」阻害に対するものとされる避難慰謝料の「1人月額10万円」を、「避難生活継続慰謝料」としてそのまま採用している⁽³⁷⁾（以下、2-2）。第3に、1人月額10万円には、慰謝料と言いつつながら、精神的苦痛の慰謝ではないはずの、つまり財産的損害であるはずの避難に伴う「生活費増加分」（通信費・交通費など）が含まれているかどうか不明な点である（以下、2-3）。第4に、現在なお一部を除いて避難指示が解除されていないア）区域と、避難指示の解除がなされているイ）区域について、避難生活継続慰謝料は、同じく2018（平成30）年3月までの85か月分とする点である（以下、2-4）。第5に、ア）区

いる（詳細は後述する）。

(37) 浜通り高裁判決原文45頁。

域において、既払いとされる「避難継続慰謝料」750万円と別に既払いとされる「避難長期化慰謝料」700万円とはどのような性格のものか、不明である点である（以下、2-5）。以下においては、これら第1点から第5点までさらに検討を進めていこう。

2-1) 争点4に関する検討2-「1人月額10万円」の理由

まず、上記第1点についてである。浜通り高裁判決は、同指針の内容的な吟味はしていないので検討のしようがないが、比較のために、中間指針を妥当とするQ)の小高高裁判決を見てみよう。もっとも、同判決は、原告には、「避難慰謝料」が生じる損害とは別の損害について慰謝料が生じており、それは「生活基盤変容に基づく慰謝料」である、と言う。そして、このうち前者の「避難慰謝料」について、中間指針が言うように、1人月額10万円が妥当であるとし、2011年3月から2018年3月までの85か月を乗じて850万円を妥当な額としている。しかし、小高高裁判決は、その理由の当否は別として(2)-2で後述する)、中間指針を妥当とする理由自体は明らかにしている。つまり、慰謝料額の算定にあたり、a)避難生活と入院生活は類似するので、自動車損害賠償責任保険（以下、自賠責）の入院慰謝料（月額12万6千円）が参考にされること、他方で、b)入院生活は身体傷害を伴い、また行動自体が制限されているので、避難生活の方が精神的苦痛が少ないこと、さらには、c)避難生活に伴う精神的苦痛は時間の経過と共に低減するが、中間指針の慰謝料月額は減額されていないこと、を挙げている。こうして、小高高裁判決は、同指針による避難慰謝料（1人月額10万円）の基準として使用し、かつそれが自賠責の入院慰謝料より若干下回ってもやむを得ない、としている。

2-2) 争点4に関する検討3-「自賠責基準」と「裁判所基準」

次に、上記第2点についてであるが、同指針の言う「避難慰謝料」（1人月額10万円）は、浜通り高裁判決の言うように決して「避難継続慰謝

料」のすべてを評価し尽くしてはいない。ここでは、浦川道太郎氏らの次の指摘⁽³⁸⁾に耳を傾けてみよう。a) 避難生活と入院生活の類似性については、むしろ被害実態に着目して、両者が類似しているとするなら、自賠責基準ではなく、裁判所基準⁽³⁹⁾を用いるのが適切であり、その額は月額35万円（＝最初の1月<つき>目の額）となる。b) 自賠責の「傷害慰謝料」は、「入院」と共に行動の自由に制約のない「通院」も対象とし、かつ時間と共にその額は逡減しないものの、1日4200円という低額に固定されている点で、避難生活・避難慰謝料の参考にするのに不適切である。c) 慰謝料が逡減⁽⁴⁰⁾するとする考え方は、怪我からの回復過程で苦痛が時間と共に軽減されるとの想定からだが、避難生活の場合は長期に及び、先の見通しがつかない中で焦燥感が強められて苦痛が増大する、と。

この点に関しては、Q)の小高高裁判決の原審であるD)の小高地裁判決⁽⁴¹⁾を見てみよう。ただし、同判決はいささか複雑である。というのは、同判決は、同指針における避難慰謝料「1人月額10万円」を採用していないが、原告が区分して請求する「避難慰謝料」（避難生活による損害）と

(38) 浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」（環境と公害2013年秋号）9頁。なお、日本弁護士連合会意見書（2011年6月23日）3頁や、秋元理匡「原発被害はいかに賠償されるべきか—審査会指針とその問題点」（法と民主主義2011年7月号）24頁も参照されたい。現に、iii)についていうと、月額10万円の慰謝料は、当初の第1期（事故から6か月）以降は逡減する方針とされたのが批判され、その後の第2期・第3期も継続されたのである。

(39) 日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』（いわゆる「赤い本」）の傷害慰謝料（別表Ⅱ<むち打ち症等…で他覚症状がない場合>）。

(40) むしろ、精神的苦痛が逡減するとの想定は、日弁連交通事故相談センター東京支部編の前掲「赤い本」の方でなされている。

(41) 小高地裁判決「第3章 第2争点に関する判断」。

「故郷喪失・変容慰謝料」（「小高に生きることの喪失」損害）の2つを区分しない前提に立ち、そのいずれも「包括生活基盤に関する利益」侵害である、としているからである。ただ、同判決は、このうち「避難生活による損害」である「避難慰謝料」に関連して、避難生活と入院を「行動の自由の侵害」という観点から比較しつつ、両者は「日常生活の長期間の阻害」という点で類似すると言う。そして、自賠責の入院慰謝料によらず、日弁連交通事故相談センター東京支部作成のいわゆる「赤い本」（「裁判所基準」）を採用する。そして、具体的には、「包括生活基盤に関する利益」侵害慰謝料は、2011年3月11日～2018年3月31日（85か月）の場合は、原則として月額で合計760万円となる⁽⁴²⁾、とした。つまり、「赤い本」の入院慰謝料額（760万円）を慰謝料全額の下限にして、これにより評価し尽くせないものを加算して、「包括生活基盤に関する利益」侵害慰謝料としたのである。最終的には、その他の一切の事情を斟酌して、「包括生活基盤に関する利益」侵害慰謝料のうちには、被告が認める「避難慰謝料」（2011年3月11日～2018年3月31日＜月額10万円×85か月分＞）分の850万円を超える分が300万円分あるとして、300万円分の加算を認めた。このように、同指針に依拠しない独自の「避難慰謝料」の捉え方をする小高地裁判決⁽⁴³⁾のような例もあり、注目される。同判決をも参考にしながら、先の

(42) 赤い本の入院慰謝料は、時と共に通減していき、入院のみの場合、最初の1月は35万円だが、15か月目には合計で228万円となる（別表Ⅱ<むち打ち症等で…他覚症状がない場合>）。

(43) もっとも、小高地裁判決は、赤い本（2011年版）における死亡慰謝料が2000万円～2800万円である点を示し、それとのバランスを考えるべきである、とし、死亡慰謝料により、「包括生活基盤に関する利益」侵害慰謝料の総額の上限も画している。さらに、生活費増加分については、赤い本では入院雑費月額が約4万5千円とされる点を斟酌しつつも、その立証の困難性から、これを同慰謝料に加算すべきとした。

浦川氏らのような指摘に依拠し、慰謝料水準においては裁判所基準を踏まえつつ、怪我からの回復過程と異なり、避難生活は長期に及び、先の見通しがつかない中で苦痛は逡減せず逆に増大する、との前提で考えるべきであろう。

2-3) 争点4に関する検討4-「生活費増加分」

さらに、上記第3点であるが、1人月額10万円は「慰謝料」とされており、これを字義通りに解釈すると、もともと精神的苦痛の慰謝のみを対象とする。つまり、財産的損害であるはずの避難に伴う「生活費増加分」（通信費・交通費など）は、本来含まれていない。しかし、中間指針は、本来は「生活費増加分」は、同指針で言う「損害項目2」の「避難費用」の中に入ると言う。しかし、「避難等により生ずる生活費の増加費用」は、避難者の大多数に発生し、通常は高額でなく、個人差も大きくない、といった理由から、実費算定が困難であると言う。そこで、1人月額10万円の「慰謝料」（精神的損害）と生活費増加分の「両者を一括して一定額を算定する」ものとした。こうした矛盾は、以前から指摘されていたが、浜通り高裁判決では、1人月額10万円を妥当とする理由について全く言及するところがない。この点について、Q)の小高高裁判決は、生活費増加分について個別立証を要求するのは困難だ、その額は高額にならない、同指針で別途他の生活費増加分の賠償がされる等の中間指針とほぼ同様の理由を述べた上で、同指針の扱いを支持して、1人月額10万円には避難に伴う「生活費増加分」が含まれている、とする。しかし、1人月額10万円に、避難に伴う「生活費増加分」が含まれるとすると、そこには財産的損害が含まれることになるから、「生活費増加分」は、1人月額10万円とは別に賠償されるべきであり、また、損害額の立証の困難性の点は、抽

(44) 小高高裁判決原文37頁。

象的損害計算によれば足りる、とする見解が妥当であろう。⁽⁴⁵⁾

6) 争点4に関する検討5－帰還困難区域の避難慰謝料

そして、上記第4点に関してである。つまり、浜通り高裁判決の言うように、現在なお一部を除いて避難指示が解除されていないア)区域における「避難生活継続慰謝料」と、避難指示の解除がなされているイ)区域におけるそれは、同じ2018(平成30)年3月までの85か月分なのであろうか。現在なお一部を除いて解除されていないア)区域(「帰還困難区域」)では、「避難継続慰謝料」の終期は到来していないと思われる。つまり、ア)区域について、既に避難指示が解除されているイ)区域(「居住制限区域及び避難指示解除準備区域であった区域」)と同様に、2018(平成30)年3月を終期とした85か月分の避難慰謝料のみを認めるのは矛盾であろう。しかも、ア)区域の終期が2018年3月とされた理由については、浪江町・富岡町のイ)区域の解除時期と区別すべき理由がないとするが、肝心の区別すべき理由が示されていない。また、ア)・イ)・ウ)区域共に、「避難の継続か帰還かの判断をするための相当な期間」を1年として加え、2018年3月までとした、としているが、この点は、現に避難指示が解除されていないア)区域の住民については当てはまらないであろう。

7) 争点4に関する検討6－帰還困難区域の避難慰謝料

最後に、第5点についてであるが、「避難長期化慰謝料」と命名され、既払いとされる700万円は、もともと、中間指針第2次追補(2012年3月)を経て、中間指針第4次追補(2013年12月)において登場する「慰謝料」である。同第2次追補は、帰還困難区域からの避難者は「今後5年間以上は帰還できない状態」が続く、との見込みに立ち、「こうした長期にわたって帰還できないこと」による精神的損害の賠償として、一括600万円

(45) 日本弁護士連合会意見書(2011年8月17日)1頁。

の支払を認めた。⁽⁴⁶⁾ この一括600万円は、あくまで「長期にわたって帰還できないこと」に対する一括支払いであり、「帰還できない期間が長期化する」等の事情により「これを上回る額が認められ」るので、そういう意味では、「避難慰謝料」の先払い（2012年6月以降分）であろう。

その後、同第4次追補は、この一括600万円に、さらに、「最終的に帰還するか否かを問わず、『長期にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』の一括賠償として、1000万円を加算した。そして、もともとの加算額1人1000万円から、先の「一括600万円」を月額（1人10万円）に換算した場合の将来分（＝2014年3月以降の将来分）を300万円とみなして、差し引いたのである。⁽⁴⁷⁾ 結局、同第4次追補が加算したのは、1000万円から300万円を引いた分の「700万円」であるが、これは、どのような性格を有するのであろうか。原陪審では、「故郷喪失慰謝料」であるとの説明がなされているが、もともとの加算分1000万円から、避難慰謝料の将来分（＝月額1人10万円＜＝避難慰謝料＞×2014年3月以降分）として300万円が控除されている以上、加算700万円分は、「避難慰謝料」（または「避難継続慰謝料」）と同質である、と言えよう。さらに、加算700万円分の第4次追補での趣旨は、「最終的に帰

(46) 同第2次追補「第2の1の(1)の指針(Ⅲ)」に関する「(備考5)」(2012年3月)。

(47) 同第4次追補「第2の1の(指針)のI)」および「同(備考)の3)」, 2013年12月)。

(48) 「一括600万円」と「加算700万円」に加えて、2011年3月～2012年5月の15か月分の150万円(月額10万円)を加えると、被告が既払いとする総計1450万円となる。

(49) 原陪審の能見会長によれば、同第4次追補が了承された2013年12月25日の原陪審で、「故郷を喪失される方についての純粋な精神的な苦痛の部分の慰謝料というものをここで決めるということをした」とされる(原子力損害賠償紛争審査会<第39回>議事録[2013年12月26日])。

還するか否かを問わず（一下線部・神戸）、『長期にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた』ことへの感謝である。つまり、「最終的に帰還するか否かを問わ」ないのなら、「長期間の帰還不能」は、決して、避難元に帰還しないことを意味する「故郷喪失」ではなく、長期にわたる避難先での「避難生活の継続」である。しかも、一括600万円は2012年6月以降分であり、2012年6月から5年の時点（2017年6月）では、もはや、一括賠償としてカバーする期間を超えている。加算700万円分は、2017年6月以降も解除がなされず、避難が継続される限りは、「避難感謝料」（または「避難継続感謝料」としての性格を有し、その先取り的な支払い部分であって、「故郷喪失感謝料」と異なる部分である、と言えよう。

（3）争点5（故郷の喪失又は変容による感謝料）とその検討

1）争点5（故郷の喪失又は変容による感謝料）

浜通り高裁判決は、原告主張の「包括的平穏生活権侵害」（「地域生活利益」侵害）による「故郷の喪失又は変容による感謝料」について次のように言う。つまり、「地域生活利益」の諸要素として、地域住民が「きのこ、たけのこ、山菜などを採取する」その他の自然環境的条件と、「農作業、冠婚葬祭、子育て、介護」の自発的協力を行うなどの社会環境的条件とがある。原告主張の「故郷」とは、この自然環境的条件と社会環境的条件の2つの条件の総体であり、「法的保護に値する利益」と評価でき、それが侵害されている。つまり、「地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまった」という「被害の実態」がある。こうした被害については、「避難を余儀なくされた感謝料」や「避難生活の継続による感謝料」だけでは評価し尽くされず、これらとは別に、「有形、無形の損害ないし精神的苦痛」

が生じた、と評価し、これを「故郷の喪失又は変容による慰謝料」とする、と。

こうして、浜通り高裁判決は、ア) 区域については、事故後8年以上が経っても、帰還可能時期の目途が立たない点を考慮する、として、「故郷喪失による慰謝料」として600万円を認めた。また、イ) 区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になっても、長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難である、として、「故郷変容による慰謝料」として100万円を認めた。さらには、ウ) 区域についても、避難の制度上は通常の生活が可能になっても、地域共同生活が相当程度損なわれた、として、「故郷変容による慰謝料」として50万円を認めた。

2) 争点5の検討1－故郷の喪失又は変容による慰謝料の区分・承認

浜通り高裁判決は、次の点で高く評価されよう。第1に、原告主張の「包括的平穏生活権侵害」（「地域生活利益」侵害）を正面から認め、「地域生活利益」の諸要素を自然環境的条件と社会環境的条件の2つとしつつ、これらの条件の総体である「故郷」を「法的保護に値する利益」と評価した上で、その侵害を認めた点である。第2に、その侵害により「有形、無形の損害ないし精神的苦痛」が生じた、と評価した上で、それを賠償するのは「故郷の喪失又は変容による慰謝料」である、とし、「避難を余儀なくされた慰謝料」や「避難生活の継続による慰謝料」と区分して、これらは異なる、とした点である。

この点、浜通り地裁判決は、次のように述べて、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」（「避難前の故郷における生活破壊・喪失」による「有形・無形の損害と精神的苦痛に対する賠償」と「避難慰謝料」（「避難先における著しい日常生活阻害」による精神的苦痛に対する賠償）とは、「全く別の慰謝料である」とはできず、それぞれ別々の算定は不可能か、極めて困難であり、かつ不適當である、としていた。そして、「避難前の生活状

況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要がある」り、両者は「相互に密接に関連し合い、一部は重複」するから、として、両者を併せた慰謝料を認容した。具体的には、帰還困難区域について1人1600万円、居住制限区域・避難指示解除準備区域について1人1000万円、旧緊急時避難準備区域について1人250万円である。もっとも、同判決も、両者を一応区分した上で、それぞれ構成する要素を挙げ、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の要素として、i) 地域生活の破壊、ii) 職業生活の喪失、iii) 自宅・家族生活の破壊、iv) 地域の自然との関わりを享受する故郷の破壊、v) 精神的なよりどころとしての故郷の破壊、vi) 被ばくの不安及び生活行動の制限、vii) 復旧に多大な労力等と苦痛を強いられること、の7つを挙げている。しかし、浜通り高裁判決は、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」と「避難生活の継続による慰謝料」とは異なる、として、この両者は質的に区別されることを認めたわけであるから、その意義は大きいと思われる。

2) 争点5の検討2－他の判決①

既に、明確にまたは実質的に「ふるさと喪失・変質慰謝料」を認めた⁽⁵⁰⁾(表2)参照)を認めた判決も多い。このうち、特に、B)の千葉(第1陣)判決、D)の小高地裁判決、H)の神奈川判決を取り上げてみよう。

まず、B)の千葉(第1陣)判決は、17の判決のうちで、最初に「ふるさと喪失慰謝料」と他を区別して認めた判決である。つまり、損害を財物損害と精神的損害とに分け、後者から生じる慰謝料を2つに分けて、「避難生活に伴う慰謝料」と「避難生活に伴う慰謝料以外の精神的苦痛に係る慰謝料」とした。そして、後者は「避難生活に伴う慰謝料では填補し

(50) 表2)では、ふるさと喪失慰謝料を、明確に(又は実質的に)認めたものには○、明確に否定したものには×、また、不明なもの又は言及しなかったものには△を付した。

きれない」損害であるとして、として、中間指針第4次追補を引用しつつ、帰還困難区域の住民は帰還不能となり、「生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛」が生じている、とする。つまり、こうした精神的損害は、「従前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛という要素が大き」く、賠償の対象となる、と言う。しかも、同判決は、避難指示解除準備区域でも、居住制限区域でも、これら区域の解除がされ、または解除の見込みが立っても、帰還困難区域と同様、「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされ」た精神的苦痛が生じている、と言う。そして、中間指針第4次追補が認めた「避難の長期化に伴う慰謝料」の対応部分を差し引いて、原告居住の区域により区別して、1人50万円～1000万円の範囲で、「ふるさと喪失慰謝料」を認容した⁽⁵¹⁾。

3) 争点5の検討 3-他の判決②

次に、D)の小高地裁判決も、「故郷の喪失又は変容」という文言は使用していないが、実質的には、「ふるさと喪失慰謝料」を認めた判決と考えることができよう。同判決は、原告は、従前の「自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を基盤して生活する利益（「包括生活基盤」に関する利益<＝憲法13条の人格的利益>）が侵害された、とする。同判決は、さらに次のように言う。原告は「避難を強制されない利益」(i))と“小高に生きる”利益(ii))の2つが侵害されたと主張するが、前者の侵害は「包括生活

(51) 具体的には、帰還困難区域居住者6名について各700～1000万円、居住制限区域居住者7名について各300～350万円、避難指示解除準備区域居住者6名について各50万円、旧緊急時避難準備区域居住者4名について各50万円を認めた（判時2356・10）。

基盤」からの隔絶，後者の侵害は「包括生活基盤」の著しい変容であり，その本質を異にするものではない。ただし，この場合の「包括生活基盤」の利益侵害には，「1つ1つの基盤から享受する利益の総和だけでなく，それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益」侵害（例：小高区の自然環境・伝統行事，慣習等の自然環境，小高区のコミュニティ等における人間関係の変容）も含まれる，と。こうして，同判決は，i)の侵害に対する慰謝料と，ii)の侵害に対する慰謝料とは分けるのではなく，i)・ii)を「包括生活基盤」利益の侵害に対する慰謝料としてその賠償を認めた。さらに，同判決は，中間指針について言及し，これは「当事者による自主的な解決」の「一般的指針」であり，「裁判所を拘束するものではない」としつつ，「共通の慰謝料額のうち被告が認める850万円」（「被告公表賠償額」）を差し引いて，原告318人に対して，1人当たり330万円の賠償を認めた。

4) 争点5の検討4－他の判決③

さらに，H)の神奈川判決は，中間指針は2012年3月までに定められたもので，現時点でそのまま活用できないとの理由から，独自の基準を打ち出して，「ふるさと喪失慰謝料」を認めた。次のように言う。原発事故により従前の住居からの移住を余儀なくされた者の被侵害利益としては，平穩生活権，居住・移転の自由，財産権，生存権，生命・身体の自由（人身の自由）など各種が考えられる。こうした広範な権利侵害は，次の三類型に分けて整理される。それは，A)第一義的には，生命・身体の自由，生存権，財産権の侵害であるが，それに対する金銭賠償がなされれば，平穩生活権侵害，居住・移転の自由侵害の救済もなされたとみられる場合，B)第一義的には，生命・身体の自由，生存権，財産権の侵害と構成できるが，そのみでは，平穩生活権侵害，居住・移転の自由侵害の評価をし尽くせない場合，C)第一義的には，生命・身体の自由，生存権，財産権

の侵害と構成できないが、それとは別に、平穩生活権侵害、居住・移転の自由侵害と構成できる場合、の三つである。そして、このうち、B) の場合の慰謝料を「ふるさと喪失慰謝料」と称し、それは、平穩生活4要素（「ア家族とともに暮らしつつ、イ職場や学校等における活動を通じて自己の人格を發展させ、ウ友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を發展させ、エその他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送る」）の喪失を意味する、と言う。

そして、上記A) からC) に対応して、次のように言う。第1に、避難指示等が出された区域から避難した場合は、上記A) の場合に該当し「当裁判所が認める避難慰謝料」が認められ、具体的には、1人日額2000円⁽⁵²⁾となる。第2に、避難指示等が出された区域から避難した場合は、上記B) の場合に該当し、「当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料」が認められる。具体的には、帰還困難区域1500万円、居住制限区域（5年以上）1300万円、居住制限区域（5年未満）1000万円、避難指示解除準備区域（5年以上）1200万円、避難指示解除準備区域（5年未満）900万円である。第3に、緊急時避難準備区域250万円、屋内退避区域150万円、その余の場所に居住していた場合は、上記C) の場合に該当し、「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料」が認められ、具体的には、原則30万円（妊婦100万円、養育すべき子と共に避難した親は原則60万円）である、と。このように、同判決は、上記B) の「ふるさと喪失慰謝料」を認め、各原告について、上記B) と共に、上記A)・上記C) の認否を判断し、それらの合計から中間指針における「避難に係る慰謝料」を差し引き、1人50万円～450万円の範囲で慰謝料を認めた。

(52) 月額では30日で6万円、年額では72万円である。

(4) 争点6 (既払い金の控除) とその検討

1) 争点6 (既払い金の控除)

浜通り高裁判決は、結局、以上原告に認めた慰謝料(「避難を余儀なくされた慰謝料」・「避難生活の継続による慰謝料」・「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の合計)から、被告の既払い金(被告が支払義務を認める賠償額)を控除した残額について、被告に対して支払いを命じた。つまり、ア)区域(帰還困難区域)では、慰謝料認容額1人1600万円に対して、既払い金が1450万円なので、残額150万円(弁護士費用除く、以下同様)、イ)区域(居住制限区域又は避難指示解除準備区域)では、慰謝料認容額1人1100万円に対して、既払い金が850万円なので、残額250万円、ウ)区域(緊急時避難準備区域)では、慰謝料認容額1人300万円に対して、既払い金が180万円なので、残額120万円、である。

2) 争点6の検討1－浜通り高裁判決における矛盾

先に、浜通り高裁判決は、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を、他から質的に区別した意義は大きい、と述べた。しかし、結局、その質的な区別は徹底していない。つまり、ア)区域における「故郷の喪失による慰謝料」から、それと同質の「既払い」分の慰謝料があるとされ、「既払い」分が差し引かれている。先に述べた通り、「避難継続慰謝料」として、75か月×10万円(=750万円)が既払いとされ、加えて、「避難長期化慰謝料」の700万円も既払いとされ、合計で1450万円とされた。しかし、「避難長期化慰謝料」の700万円分は、現在以降も解除がなされず、避難が継続される限りは、「避難継続慰謝料」としての性格を有し、その先取りのな支払い部分(将来分を含む)である。他方、ア)区域について認められた慰謝料(1600万円)の内、「避難を余儀なくされた慰謝料」(150万円)・「故郷の喪失による慰謝料」(600万円)は、既払いとされた「避難継続慰謝料」の750万円とは質的に別である。ならば、ア)区域について認められた慰

謝料（1600万円）の内、「避難生活の継続による感謝料」の850万円のみが、既払い金による控除の対象となるに過ぎないのではないか。「避難を余儀なくされた感謝料」・「故郷の喪失又は変容による感謝料」は、被告によりまだ支払いがなされていない。そうすると、750（＝150+600）万円分は控除の対象とならず、認容すべき総額は、1450万円+750万円＝2200万円、控除の対象は避難継続感謝料（将来分を含む）の1450万円、結果として、750万円が支払うべき残額であった、といえよう。また、イ）・ウ）区域については、「避難生活の継続による感謝料」の額と「既払い金」の額とが等しく（それぞれ850万円と180万円）、「避難を余儀なくされた感謝料」・「故郷の喪失又は変容による感謝料」が支払うべき残額の内容となるから、以上の指摘は当てはまらない。

2) 争点6の検討2－他の判決における矛盾

こうした矛盾は、他の判決でも生じている。B)の千葉<第1陣>判決は、「ふるさと喪失感謝料」は認容したものの、他方で、中間指針第4次追補が認めた感謝料を「避難の長期化に伴う感謝料」と位置付け、この「避難の長期化に伴う感謝料」の感謝料は、原告の請求する「ふるさと喪失感謝料」の感謝料に一部対応するものとした。その結果、被告が支払済みだとする「避難の長期化に伴う感謝料」の感謝料分を「ふるさと喪失感謝料」の感謝料分に充当して（＝「ふるさと喪失感謝料」から避難の長期化に伴う感謝料」の対応部分を差し引いて）しまっている。

また、D)の小高地裁判決も、「避難を強制されない利益」と「“小高に生きる”利益」を併せて「包括生活基盤」の利益の中に位置付けて、実質的に、「故郷の喪失又は変容による感謝料」を認めた。しかし、「避難を強制されない利益」と「“小高に生きる”利益」とを明確に区別しておらず、両者の関係を結局不明なままにしている上に、実質的な意味での「故郷の喪失又は変容による感謝料」から、「共通の感謝料額のうち被告が認める

220(990) 法と政治 71巻2号 (2020年9月)

850万円」（「被告公表賠償額」）を差し引いてしまっている。

さらには、H)の神奈川判決も、中間指針の基準から離れて、独自の慰謝料基準を提示し、「避難慰謝料」・「自己決定権侵害慰謝料」と併せて、「ふるさと喪失慰謝料」を認めた。しかし、中間指針における「避難に係る慰謝料」は、神奈川判決における「避難慰謝料」・「ふるさと喪失慰謝料」の各性質を含有するとし、結局、神奈川判決における「避難慰謝料」・「ふるさと喪失慰謝料」から、中間指針における「避難に係る慰謝料」既払い分を差し引いてしまっている。

5. ふるさと喪失・変容慰謝料をめぐる議論

1) 除本理史氏の見解

以上、浜通り高裁判決の各争点を検討してきた。ここで、争点5、つまり「故郷の喪失又は変容慰謝料」と、それに関連する争点6に関する議論を以下でフォローしてみよう。ふるさとの喪失・変容慰謝料については、早くから、原発賠償訴訟において損害として認めるべきだと主張してきた⁽⁵³⁾ 経済学者^{よけもと}の除本理史氏の次の見解が参考になる。氏の見解は、精神的苦痛論と絶対的損失論からなるが、まず、第1の精神的苦痛論を見てみよう。氏は、原発避難者の精神的苦痛の内容を分析し、それと原賠審中

(53) 経済学者である大森正之氏の「福島原発事故に起因する『ふるさと剥奪損害』—その独自性・内実・試算—」前掲58頁以下も、「ふるさと喪失損害」（「ふるさと剥奪損害」）の損害額の試算を行う。同論文は、福島県のデータを用いて、5種の自治体（Ⅰ農山村自治体内の農山村地区、Ⅱ市街化自治体内の農山村地区、Ⅲ市街化自治体内の市街化地区、Ⅳ市街化自治体内の「農山村ふるさと機能」多享受型の市街化地区、Ⅴ市街化自治体内の「市街地ふるさと機能」多享受型の市街化地区）について、それぞれの「ふるさと剥奪損害」は、平均的な被災者の場合、約610万円から約1250万円となる、としている。また、社会学者である関礼子氏の「土地に

間指針（以下、単に中間指針）による慰謝料の内容を対比して、次のように指摘している。⁽⁵⁴⁾時間の経過と共に、避難者の精神的苦痛は時間とともに深化し、i)放射線被曝の健康影響に関する不安、ii)避難（生活）にともなう精神的苦痛、iii)将来の見通しに関する不安、iv)「ふるさとを失った」という喪失感、という風に4層構造をなして深まっていく。i)は、避難の前提となる放射能汚染があり、それによる健康影響に対する不安であり、ii)は、避難及び避難生活によるストレス、つまり日常生活阻害による精神的苦痛であり、iii)は、就労・進学などの転機に迫られる生活再建の意思決定の不安から生じる精神的苦痛であり、iv)は、iii)のような見通し不安だけでなく、避難元に戻れないという精神的苦痛である。

これに対して、除本氏は、中間指針による賠償は、「日常生活阻害慰謝料」と「見通し不安に関する慰謝料」の2つであり、その対象は、上記のii)とiii)のみであり、⁽⁵⁵⁾i)とiv)は、損害賠償の対象から除外された、

根ざして生きる権利—津島原発訴訟と『ふるさと喪失／剥奪』被害」前掲45頁以下も、福島県浪江町津島地区では、マイナー・サブシステム活動（主たる生業でも副次的生業でもない生業活動—自然の中に身体を浸して動植物を捕獲採取する活動）（＝山菜・キノコ採り）を通じて、人と人との「結い」（＝「つながり」）、ひいては「ふるさと」の持続性・永続性が形成されているが、こうした住民の「土地に根ざして生きる権利」が剥奪されている、としている。

(54) 除本理史氏の見解については、除本理史「避難者の『ふるさと喪失』は償われているか」（淡路・吉村・除本編『福島原発事故賠償の研究』＜日本評論社、2015年＞）202頁以下、除本理史『『ふるさとの喪失』被害とその回復措置』（淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』＜日本評論社、2018年＞）88頁以下、除本前掲「原発事項被害者集団訴訟7判決と『ふるさとの喪失』被害」17頁以下など一連の論考を参照のこと。

(55) 除本氏は、ii)についても、1人月額10万円の賠償とされるが、その算定根拠には疑問があって強い批判がなされており、また、iii)についても、その不安は単純に解消できない深刻なものであるから、原陪審の対象

とする。つまり、i)については、福島県民健康管理調査の実施に伴い、中間指針(2011年7月)時に、慰謝料としての損害賠償の対象から外されている。⁽⁵⁶⁾ iv)については、中間指針第2次追補では、避難者の帰還断念とは、避難者の「住居」だけでなく「地域」における生活の断念とされ、1人月額10万円の慰謝料はこれらを対象とするものだ、と解釈され、さらに、この慰謝料には精神的苦痛の慰謝だけでなく、生活再建支援としての意味も持ち込まれた、と言う。さらに、中間指針第4次追補では、帰還困難区域の住民の「住居及び地域」が「帰還不能」とされ、そこでの「生活の断念」を余儀なくされたことから、1人1000万円の追加の慰謝料が決定された。しかし、この1000万円からは、帰還困難区域の一括慰謝料600万円(=1人月額10万円の慰謝料の5年分、中間指針第2次追補における一括支払分)の一部の(=2014年3月以降分の)300万円が差し引かれ、結局700万円とされている。両者(中間指針が認めたii)の慰謝料<=避難(生活)に伴う精神的苦痛を慰謝する「日常生活阻害慰謝料」>と上記「1000万円」<減額後700万円>の慰謝料)とは同質のものである。とすれば、追加・加算された上記「1000万円」(減額後700万円)は、iv)の「ふるさと喪失慰謝料」とは別物であり、改めて、iv)の「ふるさと喪失慰謝料」が別途加算されるべきである、と言う。

次に、氏の絶対損失論を見てみよう。氏は、「ふるさと喪失」被害の回復のために求められる措置として、i)地域レベルの被害回復措置(原状回復に準ずる措置)と、ii)個別の被害者に対する回復措置があるとす

とする慰謝料により、十分汲み尽くされているわけではない、と指摘する(除本前掲「避難者の『ふるさと喪失』は償われているか」203頁)。

(56) 除本氏は、被曝については、県民健康管理調査の結果が出てから判断し、実際に生命・身体被害が出た場合に賠償することとされたが、しかし、被曝の不安については、検査費用の賠償に留められ、その後の県民健康管理調査の実施により不安が収まったとは言えない、とする。

る。i) は国・自治体の復興政策によるもの（例：除染，インフラ復旧・整備などの公共事業），ii) は個々の被害者に対する措置である。さらに，ii) は，ii-1) 金銭賠償で比較的容易に回復可能な被害（例：「スペース」としての土地・家屋の賠償など），ii-2) 絶対的損失に対する償い（例：代々受け継がれる土地・家屋，地域固有の景観，コミュニティ，個々の財産的損害では埋め合わせできない「残余」）に分かれるが，特に，ii-2) は「長期継承性・地域固有性のある要素」，とされる。氏によれば，ii-1) は，その金銭賠償による被害回復が難しいが，再取得価格による賠償が不可能というわけではない。しかし，ii-2) は，i) と ii-1) では原状回復の困難な一切の損失であり，これが「ふるさと喪失の慰謝料」⁽⁵⁷⁾なのである。なお，除本氏は，「ふるさと喪失」は避難者だけの被害ではなく，帰還者・滞在者についても生じており，「ふるさとの喪失」には，「ふるさとの変質，変容」⁽⁵⁸⁾が含まれる，としている。

本稿との関係では，上記下線部が重要であろう。第1に，ふるさと喪失慰謝料は，原陪審中間指針で追加・加算された上記「1000万円」（減額後700万円，避難に伴う「日常生活阻害慰謝料」）とは別物であり，改めて別途加算されるべきである。第2に，ふるさと喪失慰謝料とは，絶対的損失に対する償い（例：代々受け継がれる土地・家屋，地域固有の景観，コミュニティ，個々の財産的損害では埋め合わせできない「残余」）であり，国・自治体の復興政策又は金銭賠償による原状回復による以外のもので，原状回復困難な一切の損失である。

(57) なお，除本氏は，前掲「避難者の『ふるさと喪失』は償われているか」（2015年）208頁では，「『ふるさと喪失』の慰謝料」は，「精神的苦痛だけでなく，各種の無形の損害にも対応する『包括慰謝料』」である，とも指摘している。

(58) 除本前掲「『ふるさとの喪失』被害とその回復措置」91頁以下。

2) 吉村良一氏の見解

次に、ふるさとの喪失・変容・慰謝料に関する議論として参考になるのは、吉村良一氏の次のような見解である。⁽⁵⁹⁾ 吉村氏は、大要、以下の9点を指摘する。第1に、まず、ふるさと喪失という場合、事故前にあった「ふるさと」という利益が失われたこと（「損失」）であり、事故によって新たに生じた損害（例：避難に伴う財産的・精神的損害）（「出費ないし負担」）とは異なるので、両者は区別されるべきである。第2に、「ふるさと」とは、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件（日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件）で、家屋・農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などの含む一切を指し、「ふるさと喪失」とはこれを失ったことを意味する。第3に、「ふるさと喪失」とは「ふるさと」総体の侵害であるが、生じた損害には、i) 金銭賠償で回復可能な損害（例：土地・家屋）と、ii) 金銭賠償で回復困難な損害（例：景観等の公共財・社会関係<コミュニティ>とがあり、i) については、当該財物の再取得金の賠償により、ii) については、地域レベルでの回復措置（例：除染、二重の住民登録制度、帰還を可能とする措置等）により回復すべきである、と。

吉村氏は、続いて、損害賠償訴訟に議論の場を移し、第4に、「ふるさと喪失」損害とは、結局、損害賠償訴訟における独自の損害項目としては、地域的回復措置では回復できず、かつ、個別利益の賠償では填補されない損害の総体である、と言う。第5に、そして、こうした損害を算定・請求する第1の方法としては、慰謝料（「ふるさと喪失慰謝料」）として請

(59) 吉村良一「原発事故における『ふるさと喪失損害』の賠償」（立命館法学2018年2号<378号>239頁以下（「5. 私見」）。

(60) 吉村氏は、除本前掲「『ふるさとの喪失』被害とその回復措置」89頁に依拠している。

求し、個別に算定が難しい財産的損害を慰謝料のいわゆる「補完的機能」でカバーする方法があるが、この方法は、「ふるさと喪失損害」が包括的なもの故に限界がある。第6に、そこで、第2の方法としては、これまでの公害・薬害訴訟等の「包括慰謝料」という考え方（社会的・経済的・精神的な被害の全てを包括する総体を損害とし、「慰謝料」として一括して請求する考え方）がある。第7に、しかし、この方法を損害全体について採用することは、原告の住宅の有無や生業の有無等の原告の個性・多様性を無視し、かえって損害の総体の漏れない把握の妨げになるから、「ふるさと喪失損害」の部分で限定的に活用する方法が良い。第8に、つまり、制度的・政策的措置による救済や金銭的評価が可能・容易な損害賠償以外で、救済がなされない損害のみを「ふるさと喪失損害」（精神的損害、有形無形の多様な・個別的な算定の困難な財産的損害を含む）として、この「損害」において、「包括慰謝料」の考え方を生かす方法を採るべきである。第9に、こうして、「ふるさと喪失損害」には、i) 精神的損害（「ふるさと」の喪失感に留まらない）損害、ii) 「ふるさと」を支える法益侵害による「有形無形の財産的損害」、iii) 「ふるさと」で展開されたはずの「生活上の人格的利益」の損害が含まれることになる、と。

本稿との関係では、上記下線部が重要であろう。第1に、ふるさと喪失とは、事故前の「ふるさと」の利益の「損失」であり、事故後に新たに生じた損害（例：避難に伴う精神的財産的損害）が「出費」であるのとは異なる。第2に、「ふるさと喪失」とは「ふるさと」総体の侵害であるが、公害・薬害訴訟等の「包括慰謝料」の考え方（社会的・経済的・精神的な被害の全てを包括する総体を損害として「慰謝料」として一括請求する考え方）を生かすことができる。第3に、制度的・政策的措置による救済や金銭的評価が可能・容易な損害賠償以外で、救済がなされない損害が「ふるさと喪失損害」であり、損害賠償の対象となりうる。第4に、訴訟

226(996) 法と政治 71巻2号 (2020年9月)

で賠償請求できる「故郷喪失損害」は、「ふるさと」喪失感に留まらない精神的損害、「ふるさと」を支える法益侵害による）有形無形の財産的損害、「ふるさと」で展開されたはずの）生活上の人格的利益損害を含む。

3) 若林三奈氏の見解

若林三奈氏は、ふるさとの喪失・変容慰謝料を含めて、原発賠償訴訟の損害論一般のあり方について提案する。つまり、原発賠償訴訟では、精神的（非財産的）損害の一元的な把握から、多元的把握に進むべきであるとして、次のように言う。⁽⁶¹⁾ 1つの法益侵害から一見1つの損害事実が発生していても、異なる損害事実が進行している場合、異なる指標により、損害を項目化することが必要だが、精神的（非財産的）損害、つまり慰謝料でも同様である（例：交通事故実務における「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」）、と。例えば、中間指針が想定する被侵害利益は、「人格権ないし人格発達権」（「平穏生活権」）だが、本来の「平穏生活権」とは、人の「行動の自由」だけでなく、日常生活における「人格発達権」を含む。原発事故被害の場合、個々の被害者の行動の自由の制約のみに目を向けて、「避難生活」における慰謝料増額事由として、例えば高齢、疾病・障害、介護、家族の別離・二重生活等を例示するだけでは十分ではない。むしろ、日常生活における人格発達権に目を向け、「学校や職場の変更」、「友人・親戚関係の断絶・希薄化」、「地域とのつながりの希薄化」が進行し、人格発達権の基盤である日常生活が阻害されている点を捉えるべき、とする。

そこで、原発被害における精神的損害の内、その精神的損害が他の精神的損害と異なる故、異なる慰謝料として項目化すべきものとして、第1に、生活・生存基盤の喪失・毀損（「ふるさと喪失」）、第2に、放射線被

(61) 若林三奈「慰謝料算定における課題」（淡路剛久前掲『原発事故被害回復の法と政策』）81頁以下。

曝による健康不安、を挙げるのである。第1は、「行動の自由・人格の発展の基盤となる従前の生活・生存基盤そのもの」の喪失であり、これは避難生活に伴って生じる精神的苦痛とは異なる。第2に、「初期被曝」や「低線量被曝」による将来の健康不安から来る精神的苦痛であり、これは放射線被曝を避ける予防的行動から来る精神的苦痛とは異なる。これら2つについて、従来とは異なる慰謝料として項目化を図って行くことが必要である、と。

本稿との関係では、上記下線部が重要であろう。第1に、原発訴訟の損害賠償における精神的損害の内、その精神的損害が他の精神的損害と異なる場合は、異なる慰謝料として項目化すべきである。第2に、異なる慰謝料として項目化すべき例には2つあり、1つは生活・生存基盤の喪失・毀損（「ふるさと喪失」）、もう1つは放射線被曝による健康不安である。

4) 浜通り高裁判決との関係

ところで、既に述べたように、浜通り高裁判決は、原告の「地域生活利益」侵害を正面から認め、「地域生活利益」の諸要素は、自然環境的条件と社会環境的条件の2つからなる、としつつ、これらの条件の総体である「故郷」を「法的保護に値する利益」と評価した。そして、その侵害により、「有形、無形の損害ないし精神的苦痛」が生じ、その賠償は「故郷の喪失又は変容による慰謝料」によるべきで、「避難を余儀なくされた慰謝料」や「避難生活の継続による慰謝料」と区別した。つまり、同判決は、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」のもとに、「絶対的損失に対する償い」（特に「コミュニティ」侵害）（除本氏）を認めた点で、また、「精神的損害（「ふるさと」の喪失感に留まらない）損害」・「有形無形の財産的損害」・「生活上の人格的利益」損害（吉村氏）を認めた点で高く評価できる。さらに、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を、他と異なる慰謝料

228(998) 法と政治 71巻2号 (2020年9月)

として項目化（若林氏）したという意味でも高く評価できる。

しかし、同判決は、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」は、「避難生活の継続による慰謝料」と区別されるとしつつ、結局、帰還困難区域については、本来質的に区別されるはずで、差し引けないはずの前者から後者を差し引いてしまっている。「故郷喪失慰謝料」は、原陪審中間指針の「日常生活阻害慰謝料」（「避難生活の継続による慰謝料」）とは別に別途加算されるべき（除本氏）ものと考えられる。もともと、「故郷喪失慰謝料」とは、事故前の「故郷」の利益の「損失」であり、事故後に新たに生じた「日常生活阻害慰謝料」（「避難生活の継続による慰謝料」）（吉村氏）とは異なると考えられるからである。

6. お わ り に

以上までの各争点に関する検討を総括して言うならば、浜通り高裁判決には、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」など、中間指針では「評価し尽くせない」損害があったとした点を初め、高い評価がなされるべき部分が多い。しかし、他方で、以上の検討で明らかなように、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」も、結局、「避難生活の継続による慰謝料」から差し引いて、結局、ゼロとする処理をしてしまった。こうした点や、中間指針との関係について本文で指摘した他の点を含めて考えると、他の多くの下級審判決と同様に、またはそれ以上に、浜通り高裁判決が、結局、同指針⁽⁶²⁾は「裁判規範」ではないのに、これをあたかも「裁判規範」であるかのよ

(62) A)の群馬判決（前橋地判平29<2017>年9月22日<判時2339・89>）は、裁判所は、「中間指針等の内容を事実上参考にする」ことはありうるが、その「損害項目および損害額に拘束され」ず、「自ら認定した原告らの個々の事情に応じて」決することが相当としており、しかも、それは、「中間指針等の裁判上の位置付け」という項目において述べられている。

うに扱っている⁽⁶³⁾、さらには、同指針＝「最小限の損害」を示すものと理解する流れを強化している⁽⁶⁴⁾、といった批判は免れない⁽⁶⁵⁾。もっとも、浜通り高裁判決においても、同指針の性格について言及した部分がないわけではない。つまり、「仮執行宣言」の部分で、同指針は「自主的な解決に資する一般的指針」であり、同「指針で明記されなかった」賠償も含めた「迅速、公正かつ適正な賠償」が期待されている、とされている。しかし、仮執行宣言以外の部分では、このような判示はなく、単に仮執行を肯定するための理由付けとして用いられており、もし本当に上記のように解しているなら、正面から、そのように述べるべきであったと思われる。

〈付記〉本稿脱稿後、九州訴訟判決（福岡地裁判決令和2<2020>・6・24）及びみやぎ訴訟判決（仙台地裁判決令和2<2020>・8・11）が出ているが、参照の余裕はなかった。

その後も、B)の千葉判決<第1陣>やF)の首都圏判決<第1陣・第2陣>においても、同様の趣旨が述べられ、諸判決において定着した判断と思われる。もっとも、これらの諸判決も、原告らの「個々の事情」に応じて決する、とするだけで、「個々の事情」を超えた判断に踏み込む姿勢が希薄である。

(63) 米倉勉前掲「仙台高裁判決（3/12）の概要と評価」1頁。

(64) 潮見佳男「損害算定の考え方」（淡路剛久監修前掲『原発事故被害回復の法と政策』）50頁は、同指針が、裁判規範ではないのに、一連の下級審判決（2017<平成29>年における群馬判決・千葉<第1陣>判決・生業判決）において、『最小限の損害』を示す裁判規範としての色彩を次第に強めつつあることは、看過することができない」事態であり、「原発被害は従前の不法行為類型として定型的に想定されていなかった」のであり、そのような原点に立ち返る必要がある、とする。

(65) もっとも、中間指針が『最小限の損害』を示すという場合、その意味は、同指針が最小限の損害を「保障する」という意味ではなく、同指針のラインを離れて損害を大幅に増加させないという意味であって、結局、同指針は、損害を「最小化」させる方向で機能している、と筆者は思う。

A Study on the Decision by the Sendai High Court
about the Lawsuit for the Compensation for Damages
from the Explosion of Atomic Power Plant by the Refugees
in the Hama-Dohri Area of Fukushima Prefecture
— Focusing on the Interim Guiding Principle by the
Judging Committee for the Disputes on the
Compensation for Atomic Damages, the Consolation
Money from the Loss of Hometown or
Transfiguration of Hometown

Hidehiko KANBE

This article has been written for the purpose for analyzing and estimating the decision (12.3.2020, the Sendai High Court) about the lawsuit for the Compensation for Damages from the explosion of Atomic Power Plant by the Refugees in the Hama-Dohri area of Fukushima Prefecture. The contents of this article are as follows;

1. First
2. The list and characteristic about the lawsuits by the groups of refugees
 - (1) The responsibility of the Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated, and the Japanese Government in the 17 decisions
 - (2) The characteristic of 17 decisions; the number of the plaintiffs, the sum admitted by the courts etc.
3. The outlines and the 1. and 2. issues of the decision by the Sendai High Court and its study
 - (1) The outline of this case
 - (2) The 1. Issue — the meanings of the consolation money — and its study

- (3) The 2. Issue – the reasons to increase the consolation money – and its study
4. The 3. - 6. issues of the decision by the Sendai High Court and its study
 - (1) The 3. Issue – the consolation money brought about by forced refuge – and its study
 - (2) The 4. Issue – the consolation money brought about by continuing the refuge – and its study
 - (3) The 5. Issue – the consolation money from the loss of hometown or transfiguration of hometown – and its study
 - (4) The 6. Issue – the deduction of money paid by the defendant – and its study
5. The arguments for the consolation money from the loss of hometown or transfiguration of hometown
6. Finally